

令和2年産業連関構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）の手引き

令和2年9月

国土交通省総合政策局情報政策課

- 調査票の提出期限：令和2年12月15日（火）
- 調査問い合わせ先：国土交通省総合政策局情報政策課
電 話：（03）5253－8111（内線28426）
所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

1. 調査の目的

「令和2年産業連関構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）」は、既存統計では得られない、内航船舶によって輸送された貨物の品目別の運賃収入を把握することにより、令和2年（2020年）産業連関表作成の基礎資料を得ることを目的として、行うものです。

産業連関表とは、我が国の産業活動の実態を産業間の取引の形で1つの表にまとめたもので、関係10府省庁（総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業により、5年ごとに作成されており、種々の経済政策の策定、経済分析、経済予測の基礎資料として、さらに、国民経済計算等、他の統計作成の基礎資料としても利用される大変重要な統計です。

なお、平成27年（2015年）産業連関表の作成にあたっては、「内航船舶品目別運賃収入調査」を平成27年10月に実施しております。

この調査によって得られる産業連関表作成のための基礎データは、次のような項目です。

① 生産額：

一般に営業収入とほぼ同義語と理解して下さい。内航海運業では、運賃収入がその大部分となります。

② 国内貨物運賃額：

具体的には、内航海運を利用した荷主について、その産業別の運賃支払額。

今回お願いしているこの「令和2年産業連関構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）」は、以上のような趣旨により実施されるもので、国土交通省総合政策局情報政策課が調査票の配布、回収及び集計を行います。

本調査において知り得た事項については、統計法第41条により、守秘義務が課されており、秘密の保護には万全を期しています。また、調査票の情報を、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません（統計法第40条）。

回収した調査票は、産業連関表を作成するためにのみ使用し、徴税等、他の目的に利用することはありませんので、貴社の調査対象船舶の実績をありのままに記入して下さるようお願いいたします。

2. 調査対象期間

調査対象期間は、令和2年10月1日から10月31日までの1か月間です。

3. 調査の方法

- ① 調査は、上記期間の内航船舶輸送統計調査（基幹統計）のうちの内航船舶輸送実績調査と同時に行われるものですが、本調査は、国土交通省総合政策局情報政策課が直接、調査対象事業者（基幹統計調査の対象事業者と同一です。）あてに調査票を郵送し、回収を行います。
- ② 内航船舶輸送統計調査の内航船舶輸送実績調査票と対照しながら、記入をお願いいたします。
- ③ 本調査の提出期限は、令和2年12月15日（火）です。同封の返信用封筒により、国土交通省総合政策局情報政策課あてに返送をお願いいたします。
- ④ 本調査の実施による基幹統計調査の記入事項や提出時期及び送付先の変更はありません。基幹統計調査の提出期限までに、本調査の記入が終わらない場合でも基幹統計調査の調査票は、通常どおりに提出を行ってください。
- ⑤ 本調査に関する問い合わせは、国土交通省総合政策局情報政策課（この手引きの文頭に電話番号等を記載してあります。）に直接、お願いいたします。